

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部施設担当 (06-6208-7633)
処分課（担当）名	代会会館：各区役所 附設会館担当課（指定管理者） 代会会館以外：各区役所 附設会館担当課
処分の名称	使用許可（区役所附設会館）
概要	代会会館：区役所附設会館の施設使用については、指定管理者の許可を受けなければならない。 代会会館以外：区役所附設会館の施設使用については、大阪市長の許可を受けなければならない。
根拠法令等 及び条項	大阪市区役所附設会館条例 第6条・第7条・第10条 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/jourei_20210401.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/jourei_20210401.pdf</a> 大阪市区役所附設会館条例施行規則 第2条 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/kisoku_20210401.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/kisoku_20210401.pdf</a>
審査基準	<p>◎次に掲げる要件を満たすことが必要です。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがないこと  ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。  ○以下の場合はこの要件を満たしません。  ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合  ・ 麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合  ・ 公然とわいせつな行為を行う場合  ・ その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと  ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。  ○以下の場合、この要件を満たさないとされる場合があります。  ・ 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合  ・ 旗ざお等を振り回して壁、照明器具などを損傷する場合  ・ その他建物または附属設備を損傷するおそれがある場合</p> <p>(3) 管理上の支障がないこと  ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、利用者間の利用調整等施設の管理を行う上での支障をいいます。  ○以下の場合、この要件を満たしません。  ・ 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合  ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合  ・ 多数の申請者の利用を調整する必要があるためにその結果（抽選、先着順）として許可できない場合  ・ その他管理運営上支障がある場合</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと</p> <p>(5) その他不相当と認められる事由がないこと</p> <p>(6) 利用料金を規則第3条の定める期日までに支払うこと</p> <p>(7) 使用料を規則第7条の定める期日までに納付すること</p>
標準処理期間	即日～14日
経由日数	—
提出先	使用申し込みを行う区役所附設会館（指定管理者）
提出時期	随時
提出方法	使用申し込みを行う区役所附設会館（指定管理者）へ使用申込書を持参してください。
手数料	—
相談窓口	使用申し込みを行う区役所附設会館（指定管理者）
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000016597.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000016597.html</a>
備考	代会会館以外の会館の施設は、大阪市区役所附設会館条例第10条（準用）により「指定管理者」を「市長」と読み替え、代会会館における取扱いに準ずる。